

医療法施行規則第1条の14第7項の規定に基づく診療所について

保健医療圏域	診療所名	所在地	新設／増床	新設／増床 病床数	現在の 病床数	医療法施行規則に おける区分
安芸保健医療圏	室戸市立室戸診療所 (仮称)	高知県室戸市領家 80番地(予定)	新設	19床	0床	医療法第30条の7第2項第2号に掲げる医療の提供の推進のために必要な診療所その他の地域包括ケアシステムの構築のために必要な診療所(規則第1条の14第7項第1号関係)